

観して、勝手な予算を組むということは好ましくないこともありますし、またあつてはならないこともありますから、予算を編成するに際しましては、いろいろな一つの内規のようなものをおこしらえまして、そうして大蔵大臣その他二、三の大臣、あるいは裁判所の長老、民間の代表者、両院の議長というようなものを構成員に入れまして、そして審議会のようなるものをこしらえまして、そこで審議をした上で、編成をいたしておるやに承つておるのあります。しかしそういうことも行く制度化して、実際に法律上の根拠あるものとして考えるべきでないかというようなことも、十分考えられる問題であります。かりにそうでないといたしましても、閣議は列席する代表者というものをもつておらぬのであります。閣議は、かるがゆえにこれに少しも筆を加えないということにはなつておりますが、しかし実際は裁判所の利害を行政部に表明させるため何かここに機構があつた方がよろしいのではないか、ただいまのところは書面をもつてその意思を表示している形であります。また國会に対しても同様であります。ですが、書面によつてのみその意思を表示するということでは足りないのではないか。それならば、そういう連絡の任にあたる特殊の機関を、裁判所の代表としてつくることが必要ではないかというような意見も、実は存するのであります。これらはいずれも議論として存在するといふところでありまして、まだ具体化するといふところまでは參つておりません。そういう場合、ただいまのところ實際においでは、最高裁判所あるいは裁判所の利

害を行政部において代理して発言をしたとしておるという形、また國会に對しても、あるときはそのような役割をあるものが法務總裁であるといふ上形をとつておるのであります。これは別に法的根柢があるわけではないであります。事実上便宜に従つてさうな役割を勤めておるということにつておるのでありますし、この点も來考慮すべき問題の一つであると、よう考へております。

○猪俣委員 総裁に對しての質問はそれだけであります。

これは立法論でありますから、御見だけを承つておきたいと思うのですが、法人の刑事責任と申しまして、刑罰能力と申しますか、そういうことに対する規定が、この法案には見えないようであります。御承知の通り、統制法令には犯罪行爲をなしめたのを処罰するのみならず、会社その體に対し訴追をするということがあるのでありますのであります。罰金刑を課される場合が多いのであります。そこの裁判所の審理並びに刑罰を課す点におきまして、法人がその間に解多あるのであります。新法にもはつきりしておらぬ。た今度の新法にもはつきりしておらぬと思ひます。新法の草案には、「左の掲載三百三十九條を見ますと、「左の掲載死亡し、又は被告人たる法人が存続なく、つたとき」という規定があわですが、これがいろ／＼問題が起るのであります。まず三つの提唱をわけて考へてみますと、被告会社

犯罪が発覚して、審理が係属中に被告会社が解散したような場合に、一体被告人として法廷へ会社を代表して出る者は何人であるか。あるいは審理は何人を相手にして行うのであるかというような疑問が一つあるのです。それから、これはもちろん、第一審で有罪の判決を受け、なお検事なり被告から上訴し、上訴中にやはり解散した場合にも、同様の問題が起ると思うのであります。それから審理は済み、有罪の判決を受け、刑の執行を受けないうちに、罰金を完納しないうちに法人が解散をし、結了登記をやつてしまつたような場合には、それは一体どういうことに相なるのであるか。もちろん審理が済んで有罪の判決が確定した後は法人が解散せられた場合には、これは清算事務として、あとにその罰金の完納は残ると思うのでありますけれども、前の二つの場合におきましては、疑問があるのであります。さようなく場合における規定が、この新法にもないかと思うのであります。訴訟能力、あるいは刑事責任能力と申しますか、そういうものを考察する上につきまして、法人の解散及び現務の結合登記ということと、それをどういうふうに御処理なさるのであるか、その御意見を承りたいと思うのであります。

あるいは判決確定後解散したという場合におきましては、特別の規定が実体法にない以上は、被告人が死亡した場合と同じ理由において、公訴権は消滅するものと考えます。それから法人が合併した場合は、四百九十二条によりまして、合併したその法人が責任を負うことになつておる次第であります。

○猪俣委員 私はこの四百九十二条によつて、合併した場合のこととを刑事訴訟法に書いてある以上は、実体法に書いてあるが、しかるにこれまで見まして、合併した場合には、裁判所に訴訟法に書いてあるが、かかるにこれ以外のことは書いてないから今御質問したわけであります。やはり刑事訴訟法にそれを書いておく必要があるのじやないか。四百九十二条はすばやく書きになつてゐるところは、この合併以外の理由によつて消滅したような場合について、どうして規定を置かなかつたのであるかと、いう疑問が四百九十二条を見て出でたのであります。

○木内政府委員 合併以外の場合は、当然その法人がなくなつてしまふわけになりますけれども、とにかく合併の場合には、なるほど解散の場合と同じで、一應なくなる形でありますけれども、合併によつて一應その形が残つてくるものと見まして、この点については特別の規定を設けた次第であります。

○猪俣委員 今のような、インチキ会社で、刑のきまらぬうちに解散するようなおそれがある場合には、この刑事訴訟法の三百四十八條が使われるのです。ありますようか。判決の確定をまつておますが、これがさよならになつておりますが、それは執行をすることができます。そういう場合に仮納付の言渡しをするようになりますが、これがさよならになります。

場合に適用される條項であるかどうか。
○木内政府委員 もちろん御質問のように、これはこの規定を動かし得るとしておられます。
○猪俣委員 それからこれはあるいは実体規定になるのかもしれませんのが、会社の場合、あるいは合名会社が多額の罰金を背負つたが、はなはだ会社が無資力で、裁判を執行しても何も罰金が納められないという場合に、合名会社あるいは合資会社の無限責任社員に対し、その罰金の連帯責任を負わせることができるかどうか。裁判の執行としてどういう御見解であるか伺いたい。
○木内政府委員 法人が解散した場合には、御質問のような無限責任社員の責任も解除されてしまうわけでありますから、もちろん法人もこれに対して責任を負わせることはできないと考えております。
○猪俣委員 解散しない場合です。会社が存続しておしまして無財産である、悪いことをしているから罰金はうんとかかってしまつた。会社の財産から取立てられない場合に、会社に代つて無限責任社員が負担するかどうかという問題です。
○木内政府委員 四百九十九條によりまして、解散していない場合は当然責任があると思います。
○猪俣委員 これは古いですが、明治三十八年十一月十三日民事局長の通牒があつて「合名会社ガ、罰金、追徴金並ニ控訴裁判費用ノ言渡ヲ受ケ、裁判確定後之ヲ完納セズシテ無資力ナリタル場合ニ於ケル罰金及追徴金ニ関シテハ、社員ノ財産ニ対シテ執行ヲ爲ス

502] [

通牒があるのです。これが刑事訴訟法の四百九十條によつて改正されたと見ていいのでありますかどうか。

○本内政府委員 この問題につきましては、さらに研究いたしまして、お答えいたしたいと思いますから、どうぞ御了承願いたいと思います。

○猪俣委員 今の点に関しましては、今度の刑事訴訟法の案は、憲法の規定に副うことに対する御熱心に研究されたようですが、新しい統制経済法の行われておる法人の犯罪の氾濫しているような近代的な様相に副うところの規定が、私は少いように思いましたが、どうも刑事訴訟法草案に新しい感覚が非常に乏しいといふ氣がするのであります。なおその点につきましては、二、三質問したいのですが、次にやはり同じような意味におきまして、経済法令には、いわゆる限時法及び臨時法というような問題があるのであります。限時法と称される法律が、明らかに法律の廃止された場合においても、なお刑罰は旧法時代に行われた刑罰が、そのまま効力があるというように、はつきり書いてある場合といわゆる書いてない場合、全体の趣旨から、限時法あるいは臨時法としてとらなければならぬ法律と、こうあるのでありますて、これに對しまして、今度の草案の三百三十七條の第二号に「犯罪後の法令により刑が廃止されたとき。」という一項目が

あるだけがありますが、この問題と今臨時法あるいは限時法といわれる刑罰の効力はどういうようなことになつておりますか、御意見を承りたいと思います。

○野木政府委員 経済統制法令に関連する法人のいろいろな刑罰關係その他の問題につきましては、実は今いろいろの議論が発展中でありますて、十分孰しない点もありますし、十分研究の足りない点もありますので、恒久的の刑訴にまだそれを盛りこむ段階に至つておらないという点で、この刑訴法に、そういう問題はあまり多くはいつておません。もし必要があれば、何か特別の規定で賄つておきまして、それが通説的に一般的になつた場合に、また刑訴にとりこんだらどうか、そういう点を考えでおりました。それからただいまの限時法もしくは臨時法のことでもあります。これも学説上いろいろ争いがありますし、この刑訴にただちに取入れるにはいろいろ研究の足りない点もありますので、その点も今いつたような感覚でこれを落しておきました。解釈論としては、大体三百三十七條の二号は、現行刑訴とまったく同じ形になつております。現行刑訴内において判決された理論が、そのままにここに適用されていく。そう思つております。

○猪俣委員 次にこれも小さいことでありますから、ついでお聞きしますが、公判の餘音あるいは速記の躊躇などを公判調書の一部にするというような、新しい科学的なものを裁判院にもちこむということになるか、そういう御考慮はこの草案にないのでありますか、そういうことに対する御意見はいかがでございましょう。

○野木政府委員 その点につきましては、実は臨時法制調査会、司法法削審議会の答申にも、公判調書のようなるに對して、科学的な面を取入れるという答申がありまして、われく研究してまいりましたけれども、この案は大体いわゆる憲法が認めました最高裁判所の規則制定後の判例などを考慮しまして「若干のものは規則制定後に譲つたような関係があります。そこでそれらの点も必要とあれば、規則制定後の公判調書と関連して規定していく」という見解に立つておつて、これを否定する見解じりありません。

○猪俣委員 次にこれも御論議になつたことだと思いますが、念のためにお聽きいたしたいと思うのであります。憲法の第三十三條及び第三十五條と本法案との関係について、二、三お尋ねしたいのですが、それは憲法の三十三條は「何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令狀によらなければならぬ、逮捕されない。」ということになります。三十五條は搜索及び押収の場合、やはり令狀がなければ侵されないと、いうふうに、原則がきまつております。それから二百二十條にやはり緊急事件に対して逮捕令狀が出ており令狀なしで逮捕することが規定されております。それから二百二十條にやはり緊急事件に対する逮捕令狀、これにやはると二百十條の緊急事件、これにやはる場合には、捜査及び検証が令状なしにやれるという規定があります。なお七十三條の三項になりますが、「勾引状又は勾留状を所持しない場合においても、急速を要するときは、前二項の規定にかかわらず、被告人に対し公訴

事実の要旨及び令状が差せられている旨を告げて、その執行をすることができる。」こういうふうな規定があつて、要するに令状なしで執行できるという規定があるのです。どうもにせぬ警察官なんかはやつて、今日におきまして、かようなことが憲法の第三十三条及び三十五條とどういうふうに調和するのであるか、その御意見を承りたいのであります。

○野木政府委員　ただいま御質問の点につきましては、刑事訴訟法應急措置法立案案當時も、問題になりましたところでありまして、當時各方面の意見なども聽きましたし、いろいろ研究した結果、「應逮憲にあらず」というので、こいつら結論に達したわけであります。今そのことを申し述べてみますと、まず二百十條の緊急逮捕の問題であります。これからまず申し上げますと、憲法三十三條は「何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。」こういうことでありまして、結局この解釈論になるわけでありますけれども、私どもとしては、三十三條は現行犯の場合を除いては、令状によらなければ逮捕されないというので、令状があらかじめ事前に出てあるわけではないということで、そこをはつきり言つておるわけではない。要するに令状によつて逮捕するということになりますから、普通の社会の見解上、令状によつたと認められる程度のものはよいのではないか。憲法はそこ

まで厳格なことを要求しておるわけではない。そういう解釈のもとにおきまして、この二百十條は三年以上の懲役もしくは禁錮、そういうような罰金は重い罪であつて、しかもそれを犯したことを見られる十分な理由があつて、しかも急速を要して裁判官に逮捕状を請求する。結局逮捕状と逮捕という行為もつくることができない。そういうような條件のもとで身体を拘束した場合には、ただちに裁判官に逮捕状を請求する。一面逮捕の行為がある意味でまだ継続しておるという場合に、令狀がおつけ出るというよりも領念されますが、この程度のことは弊害も認めないし、憲法も許しておる。そういう解釈のもとに、これを立案しております。

とになりますて、實際上にも罰はないし、しかもある意味で緊急逮捕という觀念が、不當に拡がる關係にもなりますので、要するにこの場合は、すでに逮捕狀が出ておる。勾引狀がすでに出ておるという場合でありますから、これは三十三條に反するということは言えないと、こういう見解であります。

○猪俣委員 今の見解よくわかりましたが、これにつきましては、相当の学者がやはり憲法違反だと言うておるのでありまして、憲法普及会で発行いたしております憲法大系の第十卷「新憲法と人身の自由」に木村亀二氏、これは司法関係の人はよく御存じの人でありますか、この人などが憲法違反だと言つております。最高裁判所の問題になつたときに、最高裁判所で違憲の審判でもされることがありますと困ると思つて、御質問申し上げた次第であります。

実審が終つてしまつというごとに對しましては、どうも被告にいろいろな不利なところが起るのではないかというふうに考へられるのであります。殊に聞くところによりますと、控訴あるいは上告におきまして、その理由ありとして認められておるペーセンテージが、四〇%にもなつておるといふことは聞くのであります。そうすると覆審制度といふものは、相當実益があるのじやないか。これはまつたく高等裁判所で書面審理みたいになつてしまつたのであります。が、こゝいうふうにしなければならぬどうしても重大な理由があるのであるからどうか。その点について御意見を承りたいと思うのであります。

分出揃い、眞相も明瞭になつて判決されるわけでありますから、従つて從來の控訴審において原審判決を変更されたその数とは、非常な差が起きてくると思うであります。なおまた控訴審においても、現在の大審院の仕事、いわゆる大審院の場合よりは、相当廣く扱つておるのであります。なお控訴いたしましても、單なる書面審理だけではなくして、なおこれは必要があると思うときには、裁判所がこれを調査することもできるという規定が設けてあります。決して御心配のような心配はないのではないか、かように考える次第であります。

と、これを純理論的に考えますると、いわゆる裁判官の直接審理主義といふものから、やはり相当遠くなるのじやないか。なおまた更新前のものでも、更新後ということになると、いわゆる口頭審理というものと遠ざかつて、結局書面審理という結果になるのじやないか。この直接審理主義と、この三百二十一條の二項がどう調和するのであるか。これは訴訟経済上、かような規定にしたのであるといふ御説であるが、やはり直接審理主義の立場から、この方がいいのだといふ御見解であるかを承りたいと思います。

○野木政府委員 昨日申し上げたところは、あるいは言葉が足りなかつたかも知れませんが、三百二十一條第二項「被告人以外の者の公判準備若しくは公判期日における供述を錄取した書面」これはことといたしましては、第1審の大体公判を前提としての規定でありますから、この適用があるのは公判更新前で、公判期日の中に起ります控訴審、上告審の方につきましては、第三百九十四條におきまして「第一審において証拠とすることができる証拠は、控訴審においても、これを証拠とすることができます。」といふ規定であります。それから第四百四條で「第一審に特別の定のある場合を除いては、訴の審判についてこれを準用する。」というような規定であります。上告審も同じで、通して言つておるわけになります。

それから直接審理との関係につきましては、もちろんすべて証人が判決裁判所の面前で言つた供述のみを証拠とするというのが、「一番徹底した直接審

理主義になると思はずりともしろい訴訟経済の点もありますし、また裁判所が調べた証人ならば、その証人の供述も調書にとられ、その調書も中立の立場において正確にとられるわけありますから、その書面は証拠としてとつていいじゃないか、直接審理主義を必ずしもそこまで徹底するほどの必要もないじやないか、そういうような見解のもとでこれをつくったのであります。

○猪俣委員 私の質問はこれで終りました。

○石川委員長代理 それではこれにて散会いたします。

午前十一時五十四分散会

昭和二十三年十月一日印刷

昭和二十三年十月四日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局